

医療情報取得加算に関する掲示

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

令和6年12月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

■ 受診の際にマイナ保険証の利用の有無にかかわらず

初診時（月に1回） ： 1点

再診時（3月に1回） ： 1点

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願い致します。